

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・<u>第五条の八</u>）</p> <p>第二章 一般廃棄物</p> <p>第一節 一般廃棄物の処理（<u>第六条</u>・<u>第六条の三</u>）</p> <p>第二節 一般廃棄物処理業（<u>第七条</u>・<u>第七条の五</u>）</p> <p>第三節 一般廃棄物処理施設（<u>第八条</u>・<u>第九条の七</u>）</p> <p>第四節 一般廃棄物の処理に係る特例（<u>第九条の八</u>・<u>第九条の九</u>）</p> <p>第五節 一般廃棄物の輸出（<u>第十条</u>）</p> <p>第三章 産業廃棄物</p> <p>第一節 産業廃棄物の処理（<u>第十一条</u>・<u>第十三条</u>）</p> <p>第二節 情報処理センター及び産業廃棄物適正処理推進センター</p> <p>第一款 情報処理センター（<u>第十三条の二</u>・<u>第十三条の十一</u>）</p> <p>第二款 産業廃棄物適正処理推進センター（<u>第十三条の十二</u>・<u>第十三条の十六</u>）</p> <p>第三節 産業廃棄物処理業（<u>第十四条</u>・<u>第十四条の三</u>の三）</p> <p>第四節 特別管理産業廃棄物処理業（<u>第十四条の四</u>・<u>第十四条の七</u>）</p> <p>第五節 産業廃棄物処理施設（<u>第十五条</u>・<u>第十五条の四</u>）</p> <p>第六節 産業廃棄物の処理に係る特例（<u>第十五条の四の二</u>・<u>第十五条の四の三</u>）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・<u>第五条の六</u>）</p> <p>第二章 一般廃棄物</p> <p>第一節 一般廃棄物の処理（<u>第六条</u>・<u>第六条の三</u>）</p> <p>第二節 一般廃棄物処理業（<u>第七条</u>・<u>第七条の四</u>）</p> <p>第三節 一般廃棄物処理施設（<u>第八条</u>・<u>第九条の七</u>）</p> <p>第四節 一般廃棄物の再生利用に係る特例（<u>第九条の八</u>）</p> <p>第五節 一般廃棄物の輸出（<u>第十条</u>）</p> <p>第三章 産業廃棄物</p> <p>第一節 産業廃棄物の処理（<u>第十一条</u>・<u>第十三条</u>）</p> <p>第二節 情報処理センター及び産業廃棄物適正処理推進センター</p> <p>第一款 情報処理センター（<u>第十三条の二</u>・<u>第十三条の十一</u>）</p> <p>第二款 産業廃棄物適正処理推進センター（<u>第十三条の十二</u>・<u>第十三条の十六</u>）</p> <p>第三節 産業廃棄物処理業（<u>第十四条</u>・<u>第十四条の三</u>の二）</p> <p>第四節 特別管理産業廃棄物処理業（<u>第十四条の四</u>・<u>第十四条の七</u>）</p> <p>第五節 産業廃棄物処理施設（<u>第十五条</u>・<u>第十五条の四</u>）</p> <p>第六節 産業廃棄物の再生利用に係る特例（<u>第十五条の四の二</u>）</p>

<p>第七節 産業廃棄物の輸出及び輸入（第十五条の四の四・第十五条の四の六）</p> <p>第三章の二 廃棄物処理センター（第十五条の五・第十五条の十六）</p> <p>第四章 雑則（第十六条・第二十四条の五）</p> <p>第五章 罰則（第二十五条・第三十三条）</p> <p>附則</p>	<p>第七節 産業廃棄物の輸出及び輸入（第十五条の四の三・第十五条の四の五）</p> <p>第三章の二 廃棄物処理センター（第十五条の五・第十五条の十六）</p> <p>第四章 雑則（第十六条・第二十四条の五）</p> <p>第五章 罰則（第二十五条・第三十三条）</p> <p>附則</p>
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。</p>
<p>一（略）</p> <p>二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の四第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）</p> <p>5・6（略）</p>	<p>一（略）</p> <p>二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の三第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）</p> <p>5・6（略）</p>
<p>（国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の</p>	<p>（国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の</p>

の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。

4 (略)

(基本方針)

第五条の二 (略)

2 (略)

3 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事の見解を聴かなければならない。

4 (略)

(廃棄物処理施設整備計画)

第五条の三 環境大臣は、廃棄物処理施設整備事業(廃棄物の処理施設の整備に関する事業で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の計画的な実施に資するため、基本方針に即して、五年ごとに、廃棄物処理施設整備事業に関する計画(以下「廃棄物処理施設整備計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 廃棄物処理施設整備計画においては、計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の実施の目標及び概要を定めるものとする。

3 前項の実施の目標及び概要を定めるに当たっては、廃棄物の処理施設の整備における課題に的確に対応するため、廃棄物処理施設整備事業における投資の重点化及び効率化を図ることができるよう

の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

4 (略)

(基本方針)

第五条の二 (略)

2 (略)

3 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 (略)

に留意しなければならない。

4 環境大臣は、廃棄物処理施設整備計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 環境大臣は、第一項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、廃棄物処理施設整備計画を公表しなければならない。

6 第三項から前項までの規定は、廃棄物処理施設整備計画を変更しようとする場合について準用する。

第五条の四 国は、廃棄物処理施設整備計画の達成を図るため、その実施につき必要な措置を講ずるものとする。

第五条の五 第五条の八 (略)

(市町村の処理等)

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む)。第七条第三項、第五項及び第八項、第七条の三、第七条の四第一項第二号、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の二の二第一項第二号及び第三項、第九条の三第十一項、第十三条の十一第一項、第十四条第三項及び第八項、第十四条の三の二第一項第二号、第十四条の四第三項及び第八項、第十五条の三第一項第二号、第十五条の十二、第十五条の十五第一項、第十六条の二第二号、第二十三条の三第二項並びに第二十四条を除き、以下同じ。)しなければならない。

第五条の三 第五条の六 (略)

(市町村の処理等)

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む)。第七条第三項、第七条の三、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の三第十一項、第十三条の十一第一項、第十五条の十二、第十五条の十五第一項、第十六条の二第二号、第二十三条の三第二項及び第二十四条を除き、以下同じ。)しなければならない。

2 5 (略)

2～5 (略)

6 事業者は、一般廃棄物処理計画に従つてその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

7 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(一般廃棄物処理業)

第七条 (略)

2 (略)

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ～ハ (略)

(一般廃棄物処理業)

第七条 (略)

2 (略)

3 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ～ハ (略)

二 第七条の三若しくは第十四条の三(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規

二 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第十四条第五項第二号二において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ホ 第七条の四若しくは第十四条の三の二又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七条の二第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ヘ ホに規定する期間内に第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に

定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第十四条第三項第二号二において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト（略）

チ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

又 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

6・7（略）

8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

10 市町村長は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三（略）

四 申請者が第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこ

ホ（略）

ヘ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの

ト 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

チ 個人で政令で定める使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

4・5（略）

6 市町村長は、第四項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三（略）

と。
11| 第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
12| 第一項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第六項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法第二百二十八条第一項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

13| 16| (略)

(変更の許可等)

第七条の二 (略)

2 前条第五項及び第十一項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第十項及び第十一項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。
3 (略)

(事業の停止)

第七条の三 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 (略)

二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第七条第五

四 申請者が第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

7| 第一項又は第四項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

8| 第一項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第四項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法第二百二十八条第一項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。
9| 12| (略)

(変更の許可等)

第七条の二 (略)

2 前条第三項及び第七項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第六項及び第七項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。
3 (略)

(許可の取消し等)

第七条の三 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

項第三号又は第十項第三号に規定する基準に適合しなくなったとき。

三 第七条第十一項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(許可の取消し)

第七条の四 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 第七条第五項第四号イから又までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

第七条の五 (略)

(許可の基準等)

第八条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 三 (略)

一 (略)

二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第七条第三項第三号又は第六項第三号に規定する基準に適合しなくなったとき。

三 第七条第三項第四号イから又までのいずれかに該当するに至つたとき。

四 第七条第七項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

第七条の四 (略)

(許可の基準等)

第八条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可を

四 申請者が第七条第五項第四号イから又までのいずれにも該当しないこと。

2～7 (略)

(改善命令等)

第九条の二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の許可を受けた者に対し、期限を定めて当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

一～三 (略)

四 (略)

2 (略)

(許可の取消し)

第九条の二の二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消さなければならない。

一 第八条第一項の許可を受けた者が第七条第五項第四号イから又までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 前条第一項第三号に該当し状況が特に重いと、又は同項の規定による処分に違反したとき。

2 都道府県知事は、前条第一項第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消すことができる。

してはならない。

一～三 (略)

四 申請者が第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

2～7 (略)

(許可の取消し等)

第九条の二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消し、又は同項の許可を受けた者に対し、期限を定めて当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

一～三 (略)

四 (略)

五 (略)

2 (略)

3 第八条の二第六項の規定は、前二項の規定に基づき都道府県知事が行う処分について準用する。

第四節 一般廃棄物の処理に係る特例

(一般廃棄物の再生利用に係る特例)

第九条の八 (略)

2 (略)

3 第一項の認定を受けた者は、第七条第一項若しくは第六項又は第八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することができる。

4 第一項の認定を受けた者は、第七条第十三項、第十五項及び第十六項並びに第十九条の三の規定の適用については一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者と、第十八条第一項の規定の適用については一般廃棄物処理施設の設置者とみなす。

5・6 (略)

(一般廃棄物の広域的処理に係る特例)

第九条の九 環境省令で定める一般廃棄物の広域的な処理を行い、又は行おうとする者(当該処理を他人に委託して行い、又は行おうとする者を含む。)は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該処理の内容が、一般廃棄物の減量その他その適正な処理の

第四節 一般廃棄物の再生利用に係る特例

第九条の八 (略)

2 (略)

3 第一項の認定を受けた者は、第七条第一項若しくは第四項又は第八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することができる。

4 第一項の認定を受けた者は、第七条第九項、第十一項及び第十二項並びに第十九条の三の規定の適用については一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者と、第十八条第一項の規定の適用については一般廃棄物処理施設の設置者とみなす。

5・6 (略)

- 確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。
- 二 当該処理を行い、又は行おうとする者（その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。次項第二号において同じ。）が環境省令で定める基準に適合すること。
 - 三 前号に規定する者が環境省令で定める基準に適合する施設を有すること。
 - 2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他環境省令で定める書類を環境大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 当該認定に係る処理を行い、又は行おうとする者及び当該処理の用に供する施設
 - 3 環境大臣は、第一項の認定の申請に係る処理が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。
 - 4 第一項の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者）第二項第二号に規定する者である者に限る。（を含む。）は、第七条第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる。
 - 5 前項に規定する者は、第七条第十三項、第十五項及び第十六項、第七条の五並びに第十九条の三の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者とみなす。
 - 6 第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る処理を他人に委託

する場合には、当該認定に係る処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

7 環境大臣は、第一項の認定に係る処理が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

8 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(事業者の処理)

第十二条 (略)

2 (略)

3 事業者(中間処理業者(発生から最終処分(埋立処分、海洋投入処分(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。))又は再生をいう。以下同じ。))が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。))を含む。次項及び第五項並びに次条第三項から第五項までにおいて同じ。))は、その産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。))を含む。次項及び第五項においては第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

(事業者の処理)

第十二条 (略)

2 (略)

3 事業者(中間処理業者(発生から最終処分(埋立処分、海洋投入処分(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。))又は再生をいう。以下同じ。))が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。))を含む。次項及び第五項並びに次条第三項から第五項までにおいて同じ。))は、その産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。))を含む。次項及び第五項においては第十四条第八項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で

4～10 (略)

11 第七条第十五項及び第十六項の規定は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で政令で定めるものについて準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物」とあるのは、「その産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理)

第十二条の二 (略)

2 (略)

3 事業者は、その特別管理産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む。次項及び第五項において同じ。)の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

4～11 (略)

12 第七条第十五項及び第十六項の規定は、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者について準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物」とあるのは、「その特別管理産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(虚偽の管理票の交付の禁止)

第十二条の四 第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者若しくは第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分業

定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

4～10 (略)

11 第七条第十一項及び第十二項の規定は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で政令で定めるものについて準用する。この場合において、同条第十一項中「一般廃棄物」とあるのは、「その産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理)

第十二条の二 (略)

2 (略)

3 事業者は、その特別管理産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む。次項及び第五項において同じ。)の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条の四第八項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

4～11 (略)

12 第七条第十一項及び第十二項の規定は、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者について準用する。この場合において、同条第十一項中「一般廃棄物」とあるのは、「その特別管理産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(虚偽の管理票の交付の禁止)

第十二条の四 第十四条第八項に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは第十四条の四第八項に規定する特別管理産業廃棄物収集運

者は、産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、前条第二項に規定する事項又は同条第三項若しくは第四項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

(産業廃棄物処理業の許可等の特例)

第十三条の十四 適正処理推進センター又はその委託を受けた者は、第十九条の九の規定による協力の求めに応じ、産業廃棄物の撤去等を行うときは、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該撤去等に必要な行為を業として実施することができる。

2 (略)

(産業廃棄物処理業)

第十四条 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二及び第十五条の四の三第三項において同じ。)の収集又は運搬を業として行う者とする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみを収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2 (略)

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日ま

搬業者又は第十四条第八項に規定する産業廃棄物処分業者若しくは第十四条の四第八項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、前条第二項に規定する事項又は同条第三項若しくは第四項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

(産業廃棄物処理業の許可等の特例)

第十三条の十四 適正処理推進センター又はその委託を受けた者は、第十九条の九の規定による協力の求めに応じ、産業廃棄物の撤去等を行うときは、第十四条第一項若しくは第四項又は第十四条の四第一項若しくは第四項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該撤去等に必要な行為を業として実施することができる。

2 (略)

(産業廃棄物処理業)

第十四条 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の二まで及び第十五条の四の二において同じ。)の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみを収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2 (略)

でにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第五項第四号イからトまでのいずれかに該当する者

ロ〜ハ (略)

6・7 (略)

8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

10 都道府県知事は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

二 申請者が第五項第二号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第三項第四号イからホまでのいずれかに該当する者

ロ〜ハ (略)

4・5 (略)

6 都道府県知事は、第四項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

11 第一項又は第六項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

12 第一項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物収集運搬業者」という。）又は第六項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処分業者」という。）は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

13・14 (略)

15 第七条第十五項及び第十六項の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物」とあるのは、「産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(変更の許可等)

第十四条の二 (略)

2 前条第五項及び第十一項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第十項及び第十一項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。

3 (略)

(事業の停止)

第十四条の三 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 (略)

二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第十四条第五項第一号又は第十項第一号に規定する基準に適合しなくなつたと

二 申請者が第三項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

7 第一項又は第四項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

8 第一項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物収集運搬業者」という。）又は第四項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処分業者」という。）は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

9・10 (略)

11 第七条第十一項及び第十二項の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第十一項中「一般廃棄物」とあるのは、「産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(変更の許可等)

第十四条の二 (略)

2 前条第三項及び第七項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第六項及び第七項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。

3 (略)

(許可の取消し等)

第十四条の三 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の

き。

三 第十四条第十一項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(許可の取消し)

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 第十四条第五項第二号イからへまでのいずれかに該当するに至つたとき。

二 前条第一号に該当し情状が特に重いと、又は同条の規定による処分に違反したとき。

2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が前条第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

第十四条の三の三 (略)

(特別管理産業廃棄物処理業)

第十四条の四 (略)

2 (略)

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日ま

停止を命ずることができる。

一 (略)

二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第十四条第三項第一号又は第六項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 第十四条第三項第二号イからへまでのいずれかに該当するに至つたとき。

四 第十四条第七項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

第十四条の三の二 (略)

(特別管理産業廃棄物処理業)

第十四条の四 (略)

<p>でにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p>	<p>2 (略)</p>
<p>4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p>	
<p>5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p>	<p>3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p>
<p>一 (略)</p> <p>二 申請者が第十四条第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。</p>	<p>一 (略)</p>
<p>6・7 (略)</p> <p>8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p>	<p>二 申請者が第十四条第三項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>4・5 (略)</p>
<p>9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>10 都道府県知事は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p>	<p>6 都道府県知事は、第四項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p>
<p>一 (略)</p> <p>二 申請者が第十四条第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>11 第一項又は第六項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を</p>	<p>一 (略)</p>

付することができる。

12| 第一項の許可を受けた者（以下「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」という。）又は第六項の許可を受けた者（以下「特別管理産業廃棄物処分業者」という。）は、特別管理産業廃棄物処理基準に従い、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

13・14|

15| 特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者は、第七条第一項又は第六項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業を行うことができる。この場合において、これらの者は、特別管理一般廃棄物処理基準に従い、特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

16| 第七条第十五項及び第十六項の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物」とあるのは、「特別管理産業廃棄物（第十四条の四第十五項の規定により特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業を行う場合にあつては、特別管理一般廃棄物を含む。）」と読み替えるものとする。

（変更の許可等）

第十四条の五（略）

2 前条第五項及び第十一項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第十項及び第十一項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。

二 申請者が第十四条第三項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

7| 第一項又は第四項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

8| 第一項の許可を受けた者（以下「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」という。）又は第四項の許可を受けた者（以下「特別管理産業廃棄物処分業者」という。）は、特別管理産業廃棄物処理基準に従い、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

9・10|

11| 特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者は、第七条第一項又は第四項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業を行うことができる。この場合において、これらの者は、特別管理一般廃棄物処理基準に従い、特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

12| 第七条第十一項及び第十二項の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第十一項中「一般廃棄物」とあるのは、「特別管理産業廃棄物（第十四条の四第十一項の規定により特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業を行う場合にあつては、特別管理一般廃棄物を含む。）」と読み替えるものとする。

（変更の許可等）

第十四条の五（略）

3 (略)

(準用)

第十四条の六 第十四条の三及び第十四条の三の二の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、第十四条の三第二号中「第十四条第五項第一号又は第十項第一号」とあるのは「第十四条の四第五項第一号又は第十項第一号」と、同条第三号中「第十四条第十一項」とあるのは「第十四条の四第十一項」と、第十四条の三の二第一項第二号中「前条第一号」とあるのは「第十四条の六において準用する前条第一号」と、同条第二項中「前条第二号又は第三号」とあるのは「第十四条の六において読み替えて準用する前条第二号又は第三号」と読み替えるものとする。

(許可の基準等)

第十五条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 申請者が第十四条第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

2～5 (略)

(産業廃棄物処理施設の維持管理)

第十五条の二の二 産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五

2 前条第三項及び第七項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第六項及び第七項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。

3 (略)

(準用)

第十四条の六 第十四条の三の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第二号中「第十四条第三項第一号又は第六項第一号」とあるのは「第十四条の四第三項第一号又は第六項第一号」と、同条第四号中「第十四条第七項」とあるのは「第十四条の四第七項」と読み替えるものとする。

(許可の基準等)

第十五条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 申請者が第十四条第三項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

2～5 (略)

条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第十五条の二の五第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例）

第十五条の二の四 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、第八条第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、その処理施設を当該一般廃棄物処理する一般廃棄物処理施設として設置することができる。

（変更の許可等）

第十五条の二の五 （略）

2 （略）

3 第九条第三項から第五項までの規定は、産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第十五条の二の五第一項ただし書」と、「同条第二項第一号」とあるのは「第十五条第二項第一号」と、「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「一般廃棄物処理施設を」とあるのは「産業廃棄物処理施設を」と

（産業廃棄物処理施設の維持管理）

第十五条の二の二 産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第十五条の二の四第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

（変更の許可等）

第十五条の二の四 （略）

2 （略）

3 第九条第三項から第五項までの規定は、産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。この場合において、同条第三項中「第一

、同条第四項及び第五項中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

(改善命令等)

第十五条の二の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、産業廃棄物処理施設の設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

一～三 (略)

四 (略)

(許可の取消し)

第十五条の三 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消さなければならない。

一 産業廃棄物処理施設の設置者が第十四条第五項第二号イからエまでのいずれかに該当するに至つたとき。

二 前条第三号に該当し情状が特に重いととき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

2 都道府県知事は、前条第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消すことができる。

項ただし書」とあるのは「第十五条の二の四第一項ただし書」と、「同条第二項第一号」とあるのは「第十五条第二項第一号」と、「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「一般廃棄物処理施設を」とあるのは「産業廃棄物処理施設を」と、「同条第四項及び第五項中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等)

第十五条の三 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消し、又はその設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

一～三 (略)

四 (略)

五 (略)

第六節 産業廃棄物の処理に係る特例

(産業廃棄物の再生利用に係る特例)

第十五条の四の二 (略)

2 第九条の八第二項の規定は前項の認定について、同条第三項及び第四項の規定は前項の認定を受けた者について、同条第五項及び第六項の規定は前項の認定について準用する。この場合において、同条第三項中「第七条第一項若しくは第六項又は第十五条第一項」とあるのは「第十四条第一項若しくは第六項又は第十五条第一項」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、同条第四項中「第七条第十三項、第十五項及び第十六項」とあるのは「第十四条第十二項、第十三項及び第十五項」と、「一般廃棄物収集運搬業者」とあるのは「産業廃棄物収集運搬業者」と、「一般廃棄物処分業者」とあるのは「産業廃棄物処分業者」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、同条第五項及び第六項中「第一項」とあるのは「第十五条の四の二第一項」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物の広域的処理に係る特例)

第十五条の四の三 環境省令で定める産業廃棄物の広域的な処理を行い、又は行おうとする者(当該処理を他人に委託して行い、又は行おうとする者を含む。)は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該処理の内容が、産業廃棄物の減量その他その適正な処理の

第六節 産業廃棄物の再生利用に係る特例

第十五条の四の二 (略)

2 第九条の八第二項の規定は前項の認定について、同条第三項及び第四項の規定は前項の認定を受けた者について、同条第五項及び第六項の規定は前項の認定について準用する。この場合において、同条第三項中「第七条第一項若しくは第四項又は第八条第一項」とあるのは「第十四条第一項若しくは第四項又は第十五条第一項」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、同条第四項中「第七条第九項、第十一項及び第十二項」とあるのは「第十四条第八項、第九項及び第十一項」と、「一般廃棄物収集運搬業者」とあるのは「産業廃棄物収集運搬業者」と、「一般廃棄物処分業者」とあるのは「産業廃棄物処分業者」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、同条第五項及び第六項中「第一項」とあるのは「第十五条の四の二第一項」と読み替えるものとする。

確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

二 当該処理を行い、又は行おうとする者（その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。次項第二号において同じ。）が環境省令で定める基準に適合すること。

三 前号に規定する者が環境省令で定める基準に適合する施設を有すること。

2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他環境省令で定める書類を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該認定に係る処理を行い、又は行おうとする者及び当該処理の用に供する施設

3 第九条の九第三項の規定は第一項の認定について、同条第四項及び第五項の規定は第一項の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（前項第二号に規定する者である者に限る。）を含む。）について、同条第六項の規定は第一項の認定を受けた者について、同条第七項及び第八項の規定は第一項の認定について準用する。この場合において、同条第四項中「第七条第一項又は第六項」とあるのは「第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項」と、「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物」と、同条第五項中「第七条第十三項、第十五項及び第十六項、第七条の五」とあるのは「第十四条第十二項、第十三項及び第十五項並びに第十四条の三の三又は第十四条の四第十二項、第十三項、第十五項及び第十六項並びに第十四条の七」と、「一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処

分業者」とあるのは「産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七節 産業廃棄物の輸入及び輸出

第十五条の四の四 第十五条の四の六 (略)

(報告の徴収)

第十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者(市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置した一般廃棄物処理施設にあつては、管理者を含む。)若しくは産業廃棄物処理施設の設置者又は情報処理センターに対し、廃棄物若しくは廃棄物であることとの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求めることができる。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることとの疑いのある物を輸入しようとする者若しくは輸入した者又は廃棄物若しくは廃棄物であることとの疑いのある物を輸出しようとする者若しくは輸出した者に対し、国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることとの疑いのある物の輸入又は廃棄物若しくは廃棄物であることとの疑いのある物の輸出に関し、必要

第七節 産業廃棄物の輸入及び輸出

第十五条の四の三 第十五条の四の五 (略)

(報告の徴収)

第十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者(市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置した一般廃棄物処理施設にあつては、管理者を含む。)若しくは産業廃棄物処理施設の設置者又は情報処理センターに対し、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求めることができる。

な報告を求めることができる。

(立入検査)

第十九条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者若しくは一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場若しくは一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分若しくは一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を輸出しようとする者若しくは輸出した者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物の輸入若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の輸出に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

3・4 (略)

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国外廃棄物を輸入しようとする者若しくは輸入した者又は廃棄物を輸出しようとする者に対し、国外廃棄物の輸入又は廃棄物の輸出に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第十九条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者若しくは一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場若しくは一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分若しくは一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物を無償で収去させることができる。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国外廃棄物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物を輸出しようとする者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、国外廃棄物の輸入若しくは廃棄物の輸出に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度にお

(措置命令)

第十九条の四 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長は、必要な限度において、当該処分を行った者(第六条の二第一項の規定により当該処分を行った市町村を除くものとし、同条第六項若しくは第七項又は第七条第十四項の規定に違反する委託により当該処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第一項及び第十九条の七において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。

2 (略)

第十九条の四の二 前条第一項に規定する場合(第九条の九第一項の規定に係る一般廃棄物の当該認定に係る処分が行われた場合に限る。)において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者(処分者等を除く。以下「認定業者」という。)に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲のものでなければならぬ。

一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。

いて廃棄物を無償で収去させることができる。

3・4 (略)

(措置命令)

第十九条の四 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長は、必要な限度において、当該処分を行った者(第六条の二第一項の規定により当該処分を行った市町村を除くものとし、第七条第十項の規定に違反する委託により当該処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。第十九条の七において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。

2 (略)

二 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第九条の九第六項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第十九条の五 産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事（当該処分を行った者が当該産業廃棄物を輸入した者である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において同じ。）は、必要な限度において、次に掲げる者（次条及び第十九条の八において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

一（略）

二 第十二条第三項若しくは第四項、第十二条の二第三項若しくは第四項、第十四条第十四項又は第十四条の四第十四項の規定に違反する委託により当該処分が行われたときは、当該委託をした者

三・四（略）

2 第十九条の四第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第十九条の六 前条第一項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のい

第十九条の五 産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事（当該処分を行った者が当該産業廃棄物を輸入した者である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において同じ。）は、必要な限度において、次に掲げる者（次条及び第十九条の八において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

れにも該当すると認められるときは、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者（当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合にあっては当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とし、当該処分が第十五条の四の三第一項の認定を受けた者の委託に係る処分である場合にあっては当該産業廃棄物に係る事業者及び当該認定を受けた者とし、処分者等を除く。以下「排出事業者等」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならぬ。

一（略）

二 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第十二条第五項、第十二条の二第五項及び第十五条の四の三第三項において準用する第九条の九第六項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。

2（略）

（生活環境の保全上の支障の除去等の措置）

第十九条の七 第十九条の四第一項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。こ

一（略）

二 第十二条第三項若しくは第四項、第十二条の二第三項若しくは第四項、第十四条第十項又は第十四条の四第十項の規定に違反する委託により当該処分が行われたときは、当該委託をした者

三・四（略）

2 前条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第十九条の六 前条第一項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者（当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合にあっては当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とし、処分者等を除く。以下「排出事業者等」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならぬ。

一（略）

二 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第十二条第五項及び第十二条の二第五項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが

の場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一・二（略）

三 第十九条の四の二第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた認定業者が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

四 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第十九条の四第一項又は第十九条の四の二第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

2 市町村長は、前項（第三号に係る部分を除く。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。

3 市町村長は、第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。

4 市町村長は、第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第十九条の四の二第一項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させる

適当であるとき。

2（略）

（生活環境の保全上の支障の除去等の措置）

第十九条の七 第十九条の四第一項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一・二（略）

三 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第十九条の四第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

2 市町村長は、前項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担さ

ことができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

5 前三項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

（届出台帳の調製等）

第十九条の十 第九条第四項（第九条の三十第十項及び第十五条の二の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る最終処分場の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2・3 （略）

（情報交換の促進等）

第二十三条の二 国は、この法律の規定により都道府県知事が行う産業廃棄物に係る事務が円滑に実施されるように、国と都道府県及び都道府県相互間の情報交換を促進するとともに、当該事務の実施の状況に応じて職員の派遣その他の必要な措置を講ずることに努めるものとする。

（許可等に関する意見聴取）

第二十三条の三 都道府県知事は、第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十五条第一項若しくは第十五条の四において読み替えて準用する第九条の五第一項の許可又は第十五条の四において読み替えて準用する第九条の六第一項の認

せることができる。

3 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

（届出台帳の調製等）

第十九条の十 第九条第四項（第九条の三十第十項及び第十五条の二の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る最終処分場の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2・3 （略）

（情報交換の促進等）

第二十三条の二 国は、この法律の規定により都道府県知事が行う

可をしようとするときは、第十四条第五項第二号口からへまでに該当する事由（同号八、二及びへに該当する事由にあつては、同号口に係るものに限る。次項及び次条において同じ。）の有無について、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 都道府県知事は、第十四条の三の二第一項（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は第十五条の三第一項の規定による処分をしようとするときは、第十四条第五項第二号口からへまでに該当する事由の有無について、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

（都道府県知事への意見）

第二十三条の四 警視總監又は道府県警察本部長は、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者又は産業廃棄物処理施設の設置者（以下この条において「産業廃棄物収集運搬業者等」という。）について、第十四条第五項第二号口からへまでに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、都道府県知事が当該産業廃棄物収集運搬業者等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

（手数料）

第二十四条の二 第十条第一項（第十五条の四の六第一項において準用する場合を含む。）の確認又は第十五条の四の四第一項の許可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

産業廃棄物に係る事務が円滑に実施されるように、国と都道府県及び都道府県相互間の情報交換を促進するとともに、当該事務の実施の状況に応じて必要な措置を講ずることに努めるものとする。

（許可等に関する意見聴取）

第二十三条の三 都道府県知事は、第十四条第一項若しくは第四項、第十四条の四第一項若しくは第四項、第十五条第一項若しくは第十五条の四において読み替えて準用する第九条の五第一項の許可又は第十五条の四において読み替えて準用する第九条の六第一項の認可をしようとするときは、第十四条第三項第二号口からへまでに該当する事由（同号八、二及びへに該当する事由にあつては、同号口に係るものに限る。次項及び次条において同じ。）の有無について、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 都道府県知事は、第十四条の三（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は第十五条の三の規定による処分をしようとするときは、第十四条第三項第二号口からへまでに該当する事由の有無について、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

（都道府県知事への意見）

第二十三条の四 警視總監又は道府県警察本部長は、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者又は産業廃棄物処理施設の設置者（以下この条において「産業廃棄物収集運搬業者等」という。）について、第十四条第三項第二号口からへまでに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、都道府県知事が当該産業廃

(緊急時における環境大臣の事務執行)

第二十四条の三 第十八条第一項又は第十九条第一項の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、生活環境の保全上特に必要があると環境大臣が認める場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係る部分に限る。)は、環境大臣に関する規定として環境大臣に適用があるものとする。

2 (略)

(事務の区分)

第二十四条の四 第十二条の三第六項、第十二条の五第八項、第十二条の六、第十四条第一項、第五項(第十四条の二第二項において準用する場合を含む。)、第六項及び第十項(第十四条の二第二項において準用する場合を含む。)、第十四条の二第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項、第十四条の三(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)、第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)、第十四条の四第一項、第五項(第十四条の五第二項において準用する場合を含む。)、第六項及び第十項(第十四条の五第二項において準用する場合を含む。)、第十四条の五第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項、第十五条第一項、同条第四項から第六項まで(第十五条の二の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第十五条の二第一項から第三項まで(第十五条の二の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、及び第五項、第十五条の二の三において準用する

棄物収集運搬業者等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

(手数料)

第二十四条の二 第十条第一項(第十五条の四の五第一項において準用する場合を含む。)(の確認又は第十五条の四の三第一項の許可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。)

(緊急時における環境大臣の事務執行)

第二十四条の三 第十八条第一項又は第十九条第一項の規定により都道府県知事の権限に属する事務(一般廃棄物処理施設に係る部分に限る。)は、生活環境の保全上特に必要があると環境大臣が認める場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係る部分に限る。)は、環境大臣に関する規定として環境大臣に適用があるものとする。

2 (略)

(事務の区分)

第二十四条の四 第十二条の三第六項、第十二条の五第八項、第十二条の六、第十四条第一項、第三項(第十四条の二第二項において準用する場合を含む。)、第四項及び第六項(第十四条の二第二項において準用する場合を含む。)、第十四条の二第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項、第十四条の三(

第八条の五第四項、第十五条の二の五第一項、同条第三項において準用する第九条第三項から第五項まで、第十五条の二の六、第十五条の三、第十五条の四において準用する第九条の五第一項及び第二項、第九条の六並びに第九条の七第二項、第十八条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）、第十九条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）、第十九条の三（第二号に係る部分に限る。）、第十九条の五第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第十九条の六第二項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第二十三条の三並びに第二十三条の四の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が行うこととされている事務は、地方自治法第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業を行った者

二（略）

三 第七条の三、第十四条の三（第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十九条の四第一項、第十九条の四の二第一項、第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項の規定による命令に違反した者

四 第六条の二第六項、第十二条第三項又は第十二条の二第三項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者

第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四条の四第一項、第三項（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）、第四項及び第六項（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の五第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項、第十五条第一項、同条第四項から第六項まで（第十五条の二の四第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項から第三項まで（第十五条の二の四第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）及び第五項、第十五条の二の三において準用する第八条の五第四項、第十五条の二の四第一項、同条第三項において準用する第九条第三項から第五項まで、第十五条の三、第十五条の四において準用する第九条の五第一項及び第二項、第九条の六並びに第九条の七第二項、第十八条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）、第十九条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）、第十九条の三（第二号に係る部分に限る。）、第十九条の五第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第十九条の六第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第二十三条の三並びに第二十三条の四の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が行うこととされている事務は、地方自治法第二条第九号第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七条第一項若しくは第四項、第十四条第一項若しくは第四項

五 第七条の五、第十四条の三の三又は第十四条の七の規定に違反して、他人に一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた者

六 (略)

七 第九条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定に違反して、第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項又は第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項を変更した者

八 (略)

2 前項第八号の罪の未遂は、罰する。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条の二第七項、第七条第十四項、第十二条第四項、第十二条の二第四項、第十四条第十四項又は第十四条の四第十四項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者

二 第九条の二、第十五条の二の六又は第十九条の三の規定による命令に違反した者

三 (略)

四 第十条第一項（第十五条の四の六第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出した者

五 第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を受託した者

六 第十五条の四の四第一項の規定に違反して、国外廃棄物を輸入した者

七 第十五条の四の四第四項の規定により許可に付せられた条件に

又は第十四条の四第一項若しくは第四項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた者

二 (略)

三 第七条の三、第十四条の三（第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十九条の四第一項、第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項の規定による命令に違反した者

四 第十二条第三項又は第十二条の二第三項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を他人に委託した者

五 第七条の四、第十四条の三の二又は第十四条の七の規定に違反して、他人に一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた者

六 (略)

七 第九条第一項又は第十五条の二の四第一項の規定に違反して、第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項又は第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項を変更した者

八 (略)

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七条第十項、第十二条第四項、第十二条の二第四項、第十四条第十項又は第十四条の四第十項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者

違反した者

八（略）

2 前項第八号の罪の未遂は、罰する。

第二十八条 第八条の二第五項（第九条第二項において準用する場合を含む。）又は第十五条の二第五項（第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を使用した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の三第一項（第十五条の四の六第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は第十二条の三第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

二（六）（略）

七 第十二条の五第一項（第十五条の四の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者

八（略）

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第十五項（第十二条第十一項、第十二条の二第十二項、第十四条第十五項及び第十四条の四第十六項において準用する場合

二 第九条の二、第十五条の三又は第十九条の三の規定による命令に違反した者

三（略）

四 第十条第一項（第十五条の四の五第一項において準用する場合を含む。輸出した者）の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出した者

五 第十四条第九項又は第十四条の四第九項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を受託した者

六 第十五条の四の三第一項の規定に違反して、国外廃棄物を輸入した者

七 第十五条の四の三第四項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

八（略）

第二十八条 第八条の二第五項（第九条第二項において準用する場合を含む。）又は第十五条の二第五項（第十五条の二の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を使用した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の三第一項（第十五条の四の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は第十二条の三第一項に規定する事項を記載せ

を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は第七條第十六項(第十二條第十一項、第十二條の二第二項、第十四條第十五項及び第十四條の四第十六項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

二 第七條の二第三項(第十四條の二第三項及び第十四條の五第三項において準用する場合を含む。)、第九條第三項(第十五條の二の五第三項において準用する場合を含む。)(若しくは第四項(第十五條の二の五第三項において準用する場合を含む。))又は第九條の七第二項(第十五條の四において準用する場合を含む。)(の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者
三(七 (略))

第三十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本條の罰金刑を科する。

一 第二十五條第一項第八号又は第二項 一億円以下の罰金刑

二 第二十五條第一項(前号の場合を除く。)、第二十六條又は第二十八條から第三十條まで 各本條の罰金刑

ず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者
二(六 (略))

七 第十二條の五第一項(第十五條の四の五第二項において準用する場合を含む。)(の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者

八 (略)

第三十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七條第十一項(第十二條第十一項、第十二條の二第二項、第十四條第十一項及び第十四條の四第十二項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は第七條第十二項(第十二條第十一項、第十二條の二第二項、第十四條第十一項及び第十四條の四第十二項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

二 第七條の二第三項(第十四條の二第三項及び第十四條の五第三項において準用する場合を含む。)(、第九條第三項(第十五條の二の四第三項において準用する場合を含む。)(若しくは第四項(第十五條の二の四第三項において準用する場合を含む。))又は第九條の七第二項(第十五條の四において準用する場合を含む。)(の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者
三(七 (略))

第三十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる

	<p>規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>一 第二十五条第八号（産業廃棄物に係る場合に限る。） 一億円以下の罰金刑</p> <p>二 第二十五条（前号の場合を除く。）、第二十六条又は第二十八条から第三十条まで 各本条の罰金刑</p>
--	--

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）			
法律		法律	
事務		事務	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三</p>	<p>第十二条の三第六項、第十二条の五第八項、第十二条の六、第十四条第一項、第五項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六項及び第十項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の二第二項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項、第十四条の三（第十四条の六において読み替えて準用する</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三</p>	<p>第十二条の三第六項、第十二条の五第八項、第十二条の六、第十四条第一項、第三項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第四項及び第六項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の二第二項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項、第十四条の三（第十四条の六において読み替えて準用する</p>

十七号)

場合を含む。)、第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)、第十四条の四第一項、第五項(第十四条の五第二項において準用する場合を含む。)、第六項及び第十項(第十四条の五第二項において準用する場合を含む。)、第十四条の五第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項、第十五条第一項、同条第四項から第六項まで(第十五条の二の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第十五条の二第一項から第三項まで(第十五条の二の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、及び第五項、第十五条の二の三において準用する第八条の五第四項、第十五条の二の五第一項、同条第三項において準用する第九条第三項から第五項まで、第十五条の二の六、第十五条の三、第十五条の四において準用する第九条の五第一項及び第二項、第九条の六並びに第九条の七第二項、第十八条第一項(産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)、第十九条第一項(産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)、第十九条の三(第二号に係る部分に限る。)、第十九条の五第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第十九条の六第一項、同条第三項において準用する第十九条の四第二項、第二十三条の三並びに第二十三条の四の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が行うこととされて

十七号)

場合を含む。)、第十四条の四第一項、第三項(第十四条の五第二項において準用する場合を含む。)、第四項及び第六項(第十四条の五第二項において準用する場合を含む。)、第十四条の五第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項、第十五条第一項、同条第四項から第六項まで(第十五条の二の四第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第十五条の二第一項から第三項まで(第十五条の二の四第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、及び第五項、第十五条の二の三において準用する第八条の五第四項、第十五条の二の四第一項、同条第三項において準用する第九条第三項から第五項まで、第十五条の三、第十五条の四において準用する第九条の五第一項及び第二項、第九条の六並びに第九条の七第二項、第十八条第一項(産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)、第十九条第一項(産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)、第十九条の三(第二号に係る部分に限る。)、第十九条の五第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、同条第二項において準用する第十九条の六第一項、同条第二項の三並びに第二十三条の四の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が行うこととされている事務

いる
事務

改 正 案	現 行
<p>（事業所税の非課税の範囲） 第七百一条の三十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては事業に係る事業所税を、事業所用家屋で当該施設に係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては新増設に係る事業所税を課することができない。</p> <p>一七（略）</p> <p>八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項若しくは第六項の規定による許可若しくは同法第九条の八第一項の規定による認定を受けて、又は同法第七条第一項ただし書若しくは同条第六項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p>九二十八（略）</p> <p>411（略）</p> <p>（事業所税の課税標準の特例） 第七百一条の四十一 次の表の各号の第一欄に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対して課する資産割若しくは従業者割又</p>	<p>（事業所税の非課税の範囲） 第七百一条の三十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては事業に係る事業所税を、事業所用家屋で当該施設に係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては新増設に係る事業所税を課することができない。</p> <p>一七（略）</p> <p>八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項若しくは第四項の規定による許可若しくは同法第九条の八第一項の規定による認定を受けて、又は同法第七条第一項ただし書若しくは同条第四項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p>九二十八（略）</p> <p>411（略）</p> <p>（事業所税の課税標準の特例） 第七百一条の四十一 次の表の各号の第一欄に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対して課する資産割若しくは従業者割又</p>

は当該事業に係る事業所用家屋の新築若しくは増築で当該事業を行う者が建築主であるものに対して課する増設に係る事業所税の課税標準となるべき事業所床面積若しくは従業者給与総額又は増設事業所床面積の算定については、当該資産割若しくは従業者割又は増設に係る事業所税につき、それぞれ当該各号の第二欄から第四欄までに割合が定められている場合には、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積若しくは従業者給与総額（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）又は当該新築若しくは増築に係る増設事業所床面積（同条（増設に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積若しくは従業者給与総額又は当該新築若しくは増築で当該施設に係るものに係る増設事業所床面積にそれぞれ当該各号の第二欄から第四欄までに掲げる割合を乗じて得た面積又は金額を控除するものとする。

施設	資産割 に係る 割合	従業者 割に係 る割合	増設 に係る 事業所 税に係 る割合
	四分の 三	二分の 一	四分の 三
	五 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第十四条第一項若しくは第六項 若しくは第十四条の四第一項若しく は第六項の規定による許可又は同法		

は当該事業に係る事業所用家屋の新築若しくは増築で当該事業を行う者が建築主であるものに対して課する増設に係る事業所税の課税標準となるべき事業所床面積若しくは従業者給与総額又は増設事業所床面積の算定については、当該資産割若しくは従業者割又は増設に係る事業所税につき、それぞれ当該各号の第二欄から第四欄までに割合が定められている場合には、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積若しくは従業者給与総額（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）又は当該新築若しくは増築に係る増設事業所床面積（同条（増設に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積若しくは従業者給与総額又は当該新築若しくは増築で当該施設に係るものに係る増設事業所床面積にそれぞれ当該各号の第二欄から第四欄までに掲げる割合を乗じて得た面積又は金額を控除するものとする。

施設	資産割 に係る 割合	従業者 割に係 る割合	増設 に係る 事業所 税に係 る割合
	四分の 三	二分の 一	四分の 三
	五 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第十四条第一項若しくは第四項 若しくは第十四条の四第一項若しく は第四項の規定による許可又は同法		

第十五条の四の二第一項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で政令で定めるものの用に供する施設で政令で定めるもの

2
9
(略)

第十五条の四の二第一項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で政令で定めるものの用に供する施設で政令で定めるもの

2
9
(略)

改正案

現行

<p>（特定災害防止準備金）</p> <p>第二十条の二 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成三年四月一日から平成十七年三月三十一日までの期間内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、当該各号の中欄に掲げる施設（以下この項において「特定施設」という。）に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設につき積立限度額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。</p>		
<p>個人</p> <p>二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第七</p>	<p>施設</p> <p>廃棄物（同法第二条に規定する廃棄物をいう。以下この項において同じ。）の最終処分場</p>	<p>費用</p> <p>当該廃棄物最終処分場における廃棄物の最終処分</p>
<p>第六項又は第十四条の四第六項の許可を</p>	<p>終処分場</p>	<p>最終処分」という</p>
<p>個人</p> <p>二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第七</p>	<p>施設</p> <p>廃棄物（同法第二条に規定する廃棄物をいう。以下この項において同じ。）の最終処分場</p>	<p>費用</p> <p>当該廃棄物最終処分場における廃棄物の最終処分</p>
<p>第四項又は第十四条の四第四項の許可を</p>	<p>終処分場</p>	<p>最終処分」という</p>

受けた個人	<p>理積立金の積立てがされるべき同項に規定する特定廃棄物最終処分場に該当するものを除く。以下この条において「廃棄物最終処分場」という。</p>	<p>。の終了後における廃棄物による地下水の汚染その他の災害の防止に要する費用（次項及び第四項において「最終処分災害防止費用」という。）</p>
-------	--	--

2（4）（略）

5 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一（略）

二 採石法第三十二条の十の規定により同法第三十二条の三第一項の規定による登録が取り消された場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四若しくは第十四条の三の二（同法第十四条の六において準用する場合を含む。）の規定により同法第七条第六項、第十四条第六項若しくは第十四条の四第六項の規定による許可が取り消され、若しくは同法第七条第七項、第十四条第七項若しくは第十四条の四第七項の規定により当該許可が効力を失った場合又は鉱業法第五十五条の規定により鉱業権が取り消され、若しくは同法第八十三条第一項の規定により租鉱権が取り消された場合、当該登録が取り消された日、当該許可が取り消され、若しくは効力を失った

受けた個人	<p>理積立金の積立てがされるべき同項に規定する特定廃棄物最終処分場に該当するものを除く。以下この条において「廃棄物最終処分場」という。</p>	<p>。の終了後における廃棄物による地下水の汚染その他の災害の防止に要する費用（次項及び第四項において「最終処分災害防止費用」という。）</p>
-------	--	--

2（4）（略）

5 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一（略）

二 採石法第三十二条の十の規定により同法第三十二条の三第一項の規定による登録が取り消された場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の三若しくは第十四条の三（同法第十四条の六において準用する場合を含む。）の規定により同法第七条第四項、第十四条第四項若しくは第十四条の四第四項の規定による許可が取り消され、若しくは同法第七条第五項、第十四条第五項若しくは第十四条の四第五項の規定により当該許可が効力を失った場合又は鉱業法第五十五条の規定により鉱業権が取り消され、若しくは同法第八十三条第一項の規定により租鉱権が取り消された場合、当該登録が取り消された日、当該許可が取り消され、若しくは効力を失った日又

日又は当該鉱業権若しくは租鉱権が取り消された日における特定災害防止準備金の金額

三・四 (略)

6～8 (略)

(特定災害防止準備金)

第五十五条の六 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成三年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、当該各号の中欄に掲げる施設(以下この条において「特定施設」という。)に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設(合併(適格合併を除く。)又は分割型分割(適格分割型分割を除く。))により合併法人又は分割承継法人に移転する特定施設を除く。)につき積立限度額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法人	施設	費用
二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物(同法第二条に規定する廃棄物を	当該廃棄物最終処分場における廃棄物の最終処分政
第七条第六項、第十	七条第四項、第十	

は当該鉱業権若しくは租鉱権が取り消された日における特定災害防止準備金の金額

三・四 (略)

6～8 (略)

(特定災害防止準備金)

第五十五条の六 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成三年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、当該各号の中欄に掲げる施設(以下この条において「特定施設」という。)に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設(合併(適格合併を除く。)又は分割型分割(適格分割型分割を除く。))により合併法人又は分割承継法人に移転する特定施設を除く。)につき積立限度額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法人	施設	費用
二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物(同法第二条に規定する廃棄物を	当該廃棄物最終処分場における廃棄物の最終処分政
第七条第四項、第十	七条第四項、第十	

<p>四條第六項又は第十 四條の四第六項の許 可を受けた法人</p>	<p>（ ）の最 終処分場で政令で定 めるもの（同法第八 条の五第一項及び第 二項（これらの規定 を同法第十五条の二 の三において準用す る場合を含む。）の 規定により維持管理 積立金の積立てがさ れるべき次条第一項 に規定する特定廃棄 物最終処分場に該当 するものを除く。以 下この条において「 廃棄物最終処分場」 という。）</p>	<p>令で定めるもの（ 次項及び第五項に おいて「廃棄物の 最終処分」という 。の終了後にお ける廃棄物による 地下水の汚染その 他の災害の防止に 要する費用（次項 及び第四項におい て「最終処分災害 防止費用」という 。）</p>		
<p>2 4 （略） 5 第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十五第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により当該岩石採取場、当該廃棄物最終処分場又は当該露天石炭等採掘場を移転した場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第二号に掲</p>	<p>四條第四項又は第十 四條の四第四項の許 可を受けた法人</p>	<p>（ ）の最 終処分場で政令で定 めるもの（同法第八 条の五第一項及び第 二項（これらの規定 を同法第十五条の二 の三において準用す る場合を含む。）の 規定により維持管理 積立金の積立てがさ れるべき次条第一項 に規定する特定廃棄 物最終処分場に該当 するものを除く。以 下この条において「 廃棄物最終処分場」 という。）</p>	<p>令で定めるもの（ 次項及び第五項に おいて「廃棄物の 最終処分」という 。の終了後にお ける廃棄物による 地下水の汚染その 他の災害の防止に 要する費用（次項 及び第四項におい て「最終処分災害 防止費用」という 。）</p>	<p>2 4 （略） 5 第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十五第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により当該岩石採取場、当該廃棄物最終処分場又は当該露天石炭等採掘場を移転した場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第二号に掲</p>

ける場合にあつては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一・二 (略)

三 採石法第三十二条の十の規定により同法第三十二条の三第一項の規定による登録が取り消された場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四若しくは第十四条の三の二(同法第十四条の六において準用する場合を含む。)の規定により同法第七条第六項、第十四条第六項若しくは第十四条の四第六項の規定による許可が取り消され、若しくは同法第七条第七項、第十四条第七項若しくは第十四条の四第七項の規定により当該許可が効力を失つた場合又は鉱業法第五十五条の規定により鉱業権が取り消され、若しくは同法第八十三条第一項の規定により租鉱権が取り消された場合、当該登録が取り消された日、当該許可が取り消され、若しくは効力を失つた日又は当該鉱業権若しくは租鉱権が取り消された日における特定災害防止準備金の金額

四・五 (略)

6 18 (略)

(特定災害防止準備金)

第六十八条の四十五 (略)

2 4 (略)

5 第一項の特定災害防止準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の六第一項の特定災害防止準備金を含む。)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により当該岩石採取場、当該廃棄物最終処分場又は当該露

ける場合にあつては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一・二 (略)

三 採石法第三十二条の十の規定により同法第三十二条の三第一項の規定による登録が取り消された場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の三若しくは第十四条の三(同法第十四条の六において準用する場合を含む。)の規定により同法第七条第四項、第十四条第四項若しくは第十四条の四第四項の規定による許可が取り消され、若しくは同法第七条第五項、第十四条第五項若しくは第十四条の四第五項の規定により当該許可が効力を失つた場合又は鉱業法第五十五条の規定により鉱業権が取り消され、若しくは同法第八十三条第一項の規定により租鉱権が取り消された場合、当該登録が取り消された日、当該許可が取り消され、若しくは効力を失つた日又は当該鉱業権若しくは租鉱権が取り消された日における特定災害防止準備金の金額

四・五 (略)

6 18 (略)

(特定災害防止準備金)

第六十八条の四十五 (略)

2 4 (略)

5 第一項の特定災害防止準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の六第一項の特定災害防止準備金を含む。)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格

天石炭等採掘場を移転した場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度(第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度)の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一・二 (略)

三 採石法第三十二条の十の規定により同法第三十二条の三第一項の規定による登録が取り消された場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四若しくは第十四条の三の二(同法第十四条の六において準用する場合を含む。)の規定により同法第七条第六項、第十四条第六項若しくは第十四条の四第六項の規定による許可が取り消され、若しくは同法第七条第七項、第十四条第七項若しくは第十四条の四第七項の規定により当該許可が効力を失つた場合又は鉱業法第五十五条の規定により鉱業権が取り消され、若しくは同法第八十三条第一項の規定により租鉱権が取り消された場合 当該登録が取り消された日、当該許可が取り消され、若しくは効力を失つた日又は当該鉱業権若しくは租鉱権が取り消された日における特定災害防止準備金の金額

四・五 (略)

6 (略)

事後設立により当該岩石採取場、当該廃棄物最終処分場又は当該露天石炭等採掘場を移転した場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度(第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度)の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一・二 (略)

三 採石法第三十二条の十の規定により同法第三十二条の三第一項の規定による登録が取り消された場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の三若しくは第十四条の三(同法第十四条の六において準用する場合を含む。)の規定により同法第七条第四項、第十四条第四項若しくは第十四条の四第四項の規定による許可が取り消され、若しくは同法第七条第五項、第十四条第五項若しくは第十四条の四第五項の規定により当該許可が効力を失つた場合又は鉱業法第五十五条の規定により鉱業権が取り消され、若しくは同法第八十三条第一項の規定により租鉱権が取り消された場合 当該登録が取り消された日、当該許可が取り消され、若しくは効力を失つた日又は当該鉱業権若しくは租鉱権が取り消された日における特定災害防止準備金の金額

四・五 (略)

6 (略)

改正案		現行	
<p>別表第一 課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十九条、第二十三条、第二十四条関係）</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>課税標準</p>	<p>税率</p>
	<p>一〇四十九（略）</p>	<p>課税標準</p>	<p>税率</p>
<p>五十 一般廃棄物又は産業廃棄物の広域的処理の認定</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第九条の九第一項（一般廃棄物の広域的処理に係る特例）又は第十五条の四の三第一項（産業廃棄物の広域的処理に係る特例）の一般廃棄物又は産業廃棄物の広域的処理の認定</p>	<p>認定件数</p>	<p>一件につき 十五万円</p>	<p>一〇四十九（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（許可の基準）</p> <p>第三十六条 市町村長は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 水 （略）</p> <p>へ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七條第一項若しくは第六項の規定、第七條の二第一項の規定若しくは同法第十六條の規定（一般廃棄物に係るものに限る。）又は同法第七條の三の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七條の四の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者</p> <p>チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七條第一項又は第六項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）で法人であるものが同法第七條の四の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第三十六条 市町村長は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 水 （略）</p> <p>へ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七條第一項若しくは第四項の規定、第七條の二第一項の規定若しくは同法第十六條の規定（一般廃棄物に係るものに限る。）又は同法第七條の三の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七條の三の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者</p> <p>チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七條第一項又は第四項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）で法人であるものが同法第七條の三の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた</p>

者でその処分があつた日から二年を経過しないもの
リ・ヌ (略)

者でその処分があつた日から二年を経過しないもの
リ・ヌ (略)

改 正 案	現 行
<p>別表第二（第十七条関係） 一～五（略）</p> <p>六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八條第一項（一般廃棄物処理施設）若しくは第九條第一項（変更の許可等）の許可に係る同法第八條第一項に規定する一般廃棄物処理施設（同法第九條の八第一項（再生利用に係る特例）の認定に係るもので政令で定めるものを含む。）又は同法第十五條第一項（産業廃棄物処理施設）若しくは第十五條の二の五第一項（変更の許可等）の許可に係る同法第十五條第一項に規定する産業廃棄物処理施設（同法第十五條の四の二第一項（再生利用に係る特例）の認定に係るもので政令で定めるものを含む。）の用に供されている土地等</p> <p>七～九（略）</p>	<p>別表第二（第十七条関係） 一～五（略）</p> <p>六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八條第一項（一般廃棄物処理施設）若しくは第九條第一項（変更の許可等）の許可に係る同法第八條第一項に規定する一般廃棄物処理施設（同法第九條の八第一項（再生利用に係る特例）の認定に係るもので政令で定めるものを含む。）又は同法第十五條第一項（産業廃棄物処理施設）若しくは第十五條の二の四第一項（変更の許可等）の許可に係る同法第十五條第一項に規定する産業廃棄物処理施設（同法第十五條の四の二第一項（再生利用に係る特例）の認定に係るもので政令で定めるものを含む。）の用に供されている土地等</p> <p>七～九（略）</p>

改正案	現行
<p>（認定の基準）</p> <p>第五条 主務大臣は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る整備計画が次の各号に適合すると認めるときは、当該申請に係る認定をするものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 廃棄物処理法第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画に適合したものであること。</p> <p>四（略）</p> <p>（業務）</p> <p>第十七条 振興財団は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者、廃棄物処理法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者（以下「産業廃棄物処分業者等」という。）が行う産業廃棄物処理施設の整備の事業、産業廃棄物の処理に関する技術の研究開発の事業その他の産業廃棄物の処理に係る事業であつて共同して行われるものに必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。</p>	<p>（認定の基準）</p> <p>第五条 主務大臣は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る整備計画が次の各号に適合すると認めるときは、当該申請に係る認定をするものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 廃棄物処理法第五条の三第一項に規定する廃棄物処理計画に適合したものであること。</p> <p>四（略）</p> <p>（業務）</p> <p>第十七条 振興財団は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 廃棄物処理法第十四条第八項に規定する産業廃棄物処分業者、廃棄物処理法第十四条の四第八項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者（以下「産業廃棄物処分業者等」という。）が行う産業廃棄物処理施設の整備の事業、産業廃棄物の処理に関する技術の研究開発の事業その他の産業廃棄物の処理に係る事業であつて共同して行われるものに必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。</p>

四、九（略）

四、九（略）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）（抄）

（附則第十四条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（容器包装廃棄物の分別収集等）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第二項に規定する分別の基準を定めた市町村は、当該市町村の区域内において容器包装廃棄物を排出する者が当該分別の基準に従い容器包装廃棄物を適正に分別して排出することを促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>（廃棄物処理法の特例等）</p> <p>第三十七条 指定法人、第十五条第一項の認定を受けた特定事業者又はこれらの者の委託を受けて分別基準適合物の再商品化に必要な行為（一般廃棄物の運搬又は再生に該当するものに限る。）を業として実施する者（当該認定を受けた特定事業者から委託を受ける者にあつては、同条第二項第六号に規定する者である者に限る。）は、廃棄物処理法第七条第一項又は同条第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施す</p>	<p>（容器包装廃棄物の分別収集等）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第二項に規定する分別の基準を定めた市町村は、<u>廃棄物処理法</u>第六条の二第六項に規定する手数料の額を定める場合において当該分別の基準に従い適正に分別して排出される容器包装廃棄物以外の一般廃棄物の排出量を勘案する等当該市町村の区域内において容器包装廃棄物を排出する者が当該分別の基準に従い容器包装廃棄物を適正に分別して排出することを促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>（廃棄物処理法の特例等）</p> <p>第三十七条 指定法人、第十五条第一項の認定を受けた特定事業者又はこれらの者の委託を受けて分別基準適合物の再商品化に必要な行為（一般廃棄物の運搬又は再生に該当するものに限る。）を業として実施する者（当該認定を受けた特定事業者から委託を受ける者にあつては、同条第二項第六号に規定する者である者に限る。）は、廃棄物処理法第七条第一項又は同条第四項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施す</p>

2
() 略
ることができ
る。

2
() 略
ることができ
る。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十五号）（抄）

（附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （一般廃棄物処理施設に関する経過措置）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 旧法第八条第一項の許可（第一項の規定によりなお従前の例によりされた同条第一項の許可を含む。）に係る一般廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該一般廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第九条第一項の許可を受けるまでの間は、新法第八条の三中「基準及び当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第九条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）」とあるのは「基準」と、新法第九条第一項中「許可に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項」とあるのは「許可に係る一般廃棄物処理施設の構造又は規模」と、「定めるところにより」とあるのは「定めるところにより、同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項を記載した申請書を出して」と、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）」と、同項第一号中「基準又は当該許可に係る第八条第二項の申請書</p>	<p>附 則 （一般廃棄物処理施設に関する経過措置）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 旧法第八条第一項の許可（第一項の規定によりなお従前の例によりされた同条第一項の許可を含む。）に係る一般廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該一般廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第九条第一項の許可を受けるまでの間は、新法第八条の三中「基準及び当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第九条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）」とあるのは「基準」と、新法第九条第一項中「許可に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項」とあるのは「許可に係る一般廃棄物処理施設の構造又は規模」と、「定めるところにより」とあるのは「定めるところにより、同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項を記載した申請書を出して」と、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第五号を除く。）」と、同項第一号中「基準又は当該許可に係る第八条第二項の申請書</p>

に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）とあるのは「基準」と、同法第九条の二の第二項中「前条第一項第一号、第二号又は第四号」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十五号）附則第三条第四項の規定により読み替えられた前条第一項第一号又は同項第二号」とする。

5～7（略）

（産業廃棄物処理施設に関する経過措置）

第五条（略）

2・3（略）

4 旧法第十五条第一項の許可（第一項の規定によりなお従前の例によりされた同条第一項の許可を含む。）に係る産業廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該産業廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第十五条の二の五第一項の許可を受けるまでの間は、新法第十五条の二の二中「基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第十五条の二の五第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）」とあるのは「基準」と、新法第十五条の二の五第一項中「許可に係る第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項」とあるのは「産業廃棄物処理施設の構造又は規模」と、「定めるところにより」とあるのは「定めるところにより、第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項を記載した申請書を提出して」と、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の

に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）とあるのは「基準」とする。

5～7（略）

（産業廃棄物処理施設に関する経過措置）

第五条（略）

2・3（略）

4 旧法第十五条第一項の許可（第一項の規定によりなお従前の例によりされた同条第一項の許可を含む。）に係る産業廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該産業廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第十五条の二の四第一項の許可を受けるまでの間は、新法第十五条の二の二中「基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第十五条の二の四第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）」とあるのは「基準」と、新法第十五条の二の四第一項中「許可に係る第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項」とあるのは「産業廃棄物処理施設の構造又は規模」と、「定めるところにより」とあるのは「定めるところにより、第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項を記載した申請書を提出して」と、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の

二の六中「次の各号」とあるのは、「次の各号（第四号を除く。）」と、同条第一号中「基準又は当該許可に係る第十五条の二第一項第三号の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）」とあるのは「基準」と、同法第十五条の三第二項中「前条第一号、第二号又は第四号」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十五号）（附則第五条第四項の規定により読み替えられた前条第一号又は同条第二号）」とする。

5 旧法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該産業廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第十五条の二の五第一項の許可を受けた日以後においては、同項中「当該許可」とあるのは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十五号）（附則第五条第四項の規定により読み替えられたこの項の許可）」とする。

三中「次の各号」とあるのは「次の各号（第五号を除く。）」と、同条第一号中「基準又は当該許可に係る第十五条の二第一項第三号の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）」とあるのは「基準」とする。

5 旧法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該産業廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第十五条の二の四第一項の許可を受けた日以後においては、同項中「当該許可」とあるのは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十五号）（附則第五条第四項の規定により読み替えられたこの項の許可）」とする。

改 正 案	現 行
<p>（指定法人等に係る廃棄物処理法の特例等）</p> <p>第四十九条（略）</p> <p>2 第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等、指定法人又はこれらの者の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物（同条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の運搬又は処分（再生することを含む。以下同じ。）に該当するものに限る。）を業として実施する者（当該認定を受けた製造業者等から委託を受ける者にあつては、第二十三条第二項第二号に規定する者である者に限る。）は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施することができる。</p> <p>3（略）</p> <p>4 第一項に規定する者は、<u>廃棄物処理法第七条第十三項及び第七</u>条の五又は第十四条第十二項及び第十三項並びに第十四条の三の三の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（<u>廃棄物処理法</u>第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者（<u>廃棄物処理法第十四条第十二</u></p>	<p>（指定法人等に係る廃棄物処理法の特例等）</p> <p>第四十九条（略）</p> <p>2 第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等、指定法人又はこれらの者の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物（同条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の運搬又は処分（再生することを含む。以下同じ。）に該当するものに限る。）を業として実施する者（当該認定を受けた製造業者等から委託を受ける者にあつては、第二十三条第二項第二号に規定する者である者に限る。）は、<u>廃棄物処理法第七条第一項若しくは第四項又は第十四条第一項若しくは第四項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施することができる。</u></p> <p>3（略）</p> <p>4 第一項に規定する者は、<u>廃棄物処理法第七条第九項及び第七</u>条の四又は第十四条第八項及び第九項並びに第十四条の三の二の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（<u>廃棄物処理法第七</u>条第八項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者（<u>廃棄物処理法第十四条第八項に規定す</u></p>

項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。)とみなす。

5 第二項に規定する者は、廃棄物処理法第七條第十三項及び第七條の五又は第十四條第十二項及び第十三項並びに第十四條の三の三の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者(廃棄物処理法第七條第十二項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。以下同じ。)又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者(産業廃棄物処理法第十四條第十二項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。以下同じ。)とみなす。

6 (略)

(一般廃棄物処理業者等に係る廃棄物処理法の特例)

第五十條 (略)

2 廃棄物処理法第七條第一項の許可を受けた者が行う収集及び運搬並びに同條第六項の許可を受けた者が行う処分であつて特定家庭用機器一般廃棄物に係るものについては、同條第十二項の規定は、適用しない。

3・4 (略)

る産業廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。)とみなす。

5 第二項に規定する者は、廃棄物処理法第七條第九項及び第七條の四又は第十四條第八項及び第九項並びに第十四條の三の二の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者(廃棄物処理法第七條第八項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。以下同じ。)又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者(産業廃棄物処理法第十四條第八項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。以下同じ。)とみなす。

6 (略)

(一般廃棄物処理業者等に係る廃棄物処理法の特例)

第五十條 (略)

2 廃棄物処理法第七條第一項の許可を受けた者が行う収集及び運搬並びに同條第四項の許可を受けた者が行う処分であつて特定家庭用機器一般廃棄物に係るものについては、同條第八項の規定は、適用しない。

3・4 (略)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（抄）

（附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第二（第二条、第十三条関係） 一〇十四（略） 十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）<u>第二十六条第一項第五号</u>（産業廃棄物の処理の受託） の罪 十六〇二十一（略）</p>	<p>別表第二（第二条、第十三条関係） 一〇十四（略） 十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）<u>第二十六条第五号</u>（産業廃棄物の処理の受託） の罪 十六〇二十一（略）</p>

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）（抄）（附則第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（廃棄物処理法の特例）</p> <p>第二十条 一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）は、同条第一項の規定にかかわらず、食品関連事業者の委託を受けて、同項の運搬の許可を受けた市町村（都の特別区に存する区域にあつては、特別区。次項において同じ。）の区域から第十条第一項の登録に係る同条第二項第三号の事業場への食品循環資源の運搬（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。第三項において同じ。）の運搬に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を業として行うことができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の規定により一般廃棄物収集運搬業者が行う食品循環資源の運搬又は廃棄物処理法第七条第六項の許可を受けた登録再生利用事業者が食品関連事業者の委託を受けて行う再生利用事業（一般廃棄物に該当する食品循環資源を原材料とするものに限る。以下この項において同じ。）若しくは同条第六項の許可を受けた認定事業者が認定計画に従って行う再生利用事業については、同条第十二項</p>	<p>（廃棄物処理法の特例）</p> <p>第二十条 一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第七条第八項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）は、同条第一項の規定にかかわらず、食品関連事業者の委託を受けて、同項の運搬の許可を受けた市町村（都の特別区に存する区域にあつては、特別区。次項において同じ。）の区域から第十条第一項の登録に係る同条第二項第三号の事業場への食品循環資源の運搬（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。第三項において同じ。）の運搬に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を業として行うことができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の規定により一般廃棄物収集運搬業者が行う食品循環資源の運搬又は廃棄物処理法第七条第四項の許可を受けた登録再生利用事業者が食品関連事業者の委託を受けて行う再生利用事業（一般廃棄物に該当する食品循環資源を原材料とするものに限る。以下この項において同じ。）若しくは同条第四項の許可を受けた認定事業者が認定計画に従って行う再生利用事業については、同条第八項の規定は、適用しない。</p>

の規定は、適用しない。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（抄）（附則第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画）</p> <p>第七条 都道府県又は政令で定める市（以下「都道府県等」という。）は、廃棄物処理法第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に即して、その区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある当該政令で定める市の区域を除く。次項において同じ。）内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画（以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画）</p> <p>第七条 都道府県又は政令で定める市（以下「都道府県等」という。）は、廃棄物処理法第五条の三第一項に規定する廃棄物処理計画及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に即して、その区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある当該政令で定める市の区域を除く。次項において同じ。）内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画（以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第六十二条 都道府県知事は、第六十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 八 （略）</p> <p>ニ 第六十六条（第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第七条の四若しくは第十四条の三の二（廃棄物処理法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）</p> <p>ホ 又 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第六十二条 都道府県知事は、第六十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 八 （略）</p> <p>ニ 第六十六条（第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第七条の三若しくは第十四条の三（廃棄物処理法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）</p> <p>ホ 又 （略）</p> <p>2 （略）</p>

(関連事業者等に係る廃棄物処理法の特例)

第二百二十二条 (略)

2 解体業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、使用済自動車又は解体自動車の再資源化に必要な行為(一般廃棄物(廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。))又は産業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。))の収集若しくは運搬又は処分(再生を含む。以下同じ。))に該当するものに限る()を業として実施することができる。ただし、第六十六条の規定によりその事業の停止を命ぜられた場合は、この限りでない。

3 破砕業者は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第六十七條第一項の許可を受けた事業の範囲内において、解体自動車の再資源化に必要な行為(産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。))を業として実施することができる。ただし、第七十二条において読み替えて準用する第六十六条の規定によりその事業の停止を命ぜられた場合は、この限りでない。

4 第二十八条第一項の認定を受けた自動車製造業者等又はその委託を受けて特定再資源化物品の再資源化に必要な行為(産業廃棄物の運搬又は処分に該当するものに限る。))を業として実施する者(第二十八条第二項第二号に規定する者である者に限る。))は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施することができる。

5 指定再資源化機関又はその委託を受けて解体自動車若しくは特

(関連事業者等に係る廃棄物処理法の特例)

第二百二十二条 (略)

2 解体業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第四項又は第十四条第一項若しくは第四項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、使用済自動車又は解体自動車の再資源化に必要な行為(一般廃棄物(廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。))又は産業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。))の収集若しくは運搬又は処分(再生を含む。以下同じ。))に該当するものに限る()を業として実施することができる。ただし、第六十六条の規定によりその事業の停止を命ぜられた場合は、この限りでない。

3 破砕業者は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第四項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、第六十七條第一項の許可を受けた事業の範囲内において、解体自動車の再資源化に必要な行為(産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。))を業として実施することができる。ただし、第七十二条において読み替えて準用する第六十六条の規定によりその事業の停止を命ぜられた場合は、この限りでない。

4 第二十八条第一項の認定を受けた自動車製造業者等又はその委託を受けて特定再資源化物品の再資源化に必要な行為(産業廃棄物の運搬又は処分に該当するものに限る。))を業として実施する者(第二十八条第二項第二号に規定する者である者に限る。))は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第四項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施することができる。

5 指定再資源化機関又はその委託を受けて解体自動車若しくは特

定再資源化物品の再資源化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分にかつ当するものに限る。）を業として実施する者は、廃棄物処理法第七條第一項若しくは第六項又は第十四條第一項若しくは第六項の規定にかつかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施することができる。

6 (略)

7 引取業者及びフロン類回収業者は、廃棄物処理法第七條第十三項及び第七條の五又は第十四條第十二項及び第十三項並びに第十四條の三の三の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第七條第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第十四條第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）とみなす。

8 解体業者及び第五項に規定する者は、廃棄物処理法第七條第十三項及び第七條の五又は第十四條第十二項及び第十三項並びに第十四條の三の三の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者（廃棄物処理法第七條第十二項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者（産業廃棄物処理法第十四條第十二項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）とみなす。

9 破砕業者及び第四項に規定する者は、廃棄物処理法第十四條第十二項及び第十三項並びに第十四條の三の三の規定の適用については、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者とみなす。

10・11 (略)

12 引取業者及びフロン類回収業者、解体業者（第十五條の規定に

定再資源化物品の再資源化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分にかつ当するものに限る。）を業として実施する者は、廃棄物処理法第七條第一項若しくは第四項又は第十四條第一項若しくは第四項の規定にかつかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施することができる。

6 (略)

7 引取業者及びフロン類回収業者は、廃棄物処理法第七條第九項及び第七條の四又は第十四條第八項及び第九項並びに第十四條の三の二の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第七條第八項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第十四條第八項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）とみなす。

8 解体業者及び第五項に規定する者は、廃棄物処理法第七條第九項及び第七條の四又は第十四條第八項及び第九項並びに第十四條の三の二の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者（廃棄物処理法第七條第八項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者（産業廃棄物処理法第十四條第八項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）とみなす。

9 破砕業者及び第四項に規定する者は、廃棄物処理法第十四條第八項及び第九項並びに第十四條の三の二の規定の適用については、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者とみなす。

10・11 (略)

10・11 (略)

より使用済自動車（産業廃棄物であるものに限る。以下「使用済自動車産業廃棄物」という。）を引き取り、第十六条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により解体自動車の引渡しを受け、同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により使用済自動車産業廃棄物若しくは解体自動車の引渡しを受け、又は同条第六項の規定により使用済自動車産業廃棄物若しくは解体自動車を引き渡す者に限り解体自動車を引き取り、同条第二項若しくは第七項の規定により解体自動車の引渡しを受け、又は同項の規定により解体自動車を引き渡す者に限る。）は、廃棄物処理法第十四条第十四項の規定の適用については、産業廃棄物収集運搬業者とみなす。この場合において、同項中「事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分」とあるのは、「産業廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）第九条第一項、第十一条、第十五条、第十七条若しくは第十八条第三項の規定により引き取り、使用済自動車再資源化法第十六条第四項若しくは第六項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第十八条第二項若しくは第七項の規定により引渡しを受け、又は使用済自動車再資源化法第十条、第十四条、第十六条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第十八条第七項の規定により引き渡す使用済自動車（使用済自動車再資源化法第二条第二項に規定する使用済自動車をいう。）又は解体自動車（同条第三項に規定する解体自動車をいう。）に限る。）の運搬」とする。

13・14（略）

12 引取業者及びフロン類回収業者、解体業者（第十五条の規定により使用済自動車（産業廃棄物であるものに限る。以下「使用済自動車産業廃棄物」という。）を引き取り、第十六条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により解体自動車の引渡しを受け、同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により使用済自動車産業廃棄物若しくは解体自動車の引渡しを受け、又は同条第六項の規定により使用済自動車産業廃棄物若しくは解体自動車を引き渡す者に限り解体自動車を引き取り、同条第二項若しくは第七項の規定により解体自動車の引渡しを受け、又は同項の規定により解体自動車を引き渡す者に限る。）は、廃棄物処理法第十四条第十項の規定の適用については、産業廃棄物収集運搬業者とみなす。この場合において、同項中「事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分」とあるのは、「産業廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）第九条第一項、第十一条、第十五条、第十七条若しくは第十八条第三項の規定により引き取り、使用済自動車再資源化法第十六条第四項若しくは第六項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第十八条第二項若しくは第七項の規定により引渡しを受け、又は使用済自動車再資源化法第十条、第十四条、第十六条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第十八条第七項の規定により引き渡す使用済自動車（使用済自動車再資源化法第二条第二項に規定する使用済自動車をいう。）又は解体自動車（同条第三項に規定する解体自動車をいう。）に限る。）の運搬」とする。

(一般廃棄物処理業者等に係る廃棄物処理法の特例)

第二百二十三条 (略)

2 廃棄物処理法第七条第一項の許可を受けた者が行う収集及び運搬であつて使用済自動車一般廃棄物に係るものについては、同条第十二項の規定は、適用しない。

3 (略)

附則

(解体業の許可等に関する経過措置)

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項若しくは第七条の二第一項又は第十四条第一項若しくは第六項若しくは第十四条の二第一項の許可を受けている者であつて、解体業に該当する事業を行っているものは、同号に掲げる規定の施行の日から三月間は、第六十条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該事業を行うことができる。

2(4) (略)

5 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、解体業者は、廃棄物処理法第七条第十四項及び第十四条第十四項の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

(破砕業の許可等に関する経過措置)

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に廃棄物処理法第十四条第六項又は第十四条の二第一項の許可を受けている者で

13・14 (略)

(一般廃棄物処理業者等に係る廃棄物処理法の特例)

第二百二十三条 (略)

2 廃棄物処理法第七条第一項の許可を受けた者が行う収集及び運搬であつて使用済自動車一般廃棄物に係るものについては、同条第八項の規定は、適用しない。

3 (略)

附則

(解体業の許可等に関する経過措置)

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に廃棄物処理法第七条第一項若しくは第四項若しくは第七条の二第一項又は第十四条第一項若しくは第四項若しくは第十四条の二第一項の許可を受けている者であつて、解体業に該当する事業を行っているものは、同号に掲げる規定の施行の日から三月間は、第六十条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該事業を行うことができる。

2(4) (略)

5 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、解体業者は、廃棄物処理法第七条第十項及び第十四条第十項の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

(破砕業の許可等に関する経過措置)

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に廃棄物処理

あつて、破砕業に該当する事業を行つてゐるものは、同号に掲げる規定の施行の日から三月間は、第六十七条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該事業を行うことができる。

2～4 (略)

5 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、破砕業者は、廃棄物処理法第十四条第十四項の規定の適用については、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者とみなす。

法第十四条第四項又は第十四条の二第一項の許可を受けている者であつて、破砕業に該当する事業を行つてゐるものは、同号に掲げる規定の施行の日から三月間は、第六十七条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該事業を行うことができる。

2～4 (略)

5 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、破砕業者は、廃棄物処理法第十四条第十項の規定の適用については、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者とみなす。